

大阪府市都市計画連絡会議設置規約

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市は、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約（以下「委託に関する規約」という。）第6条第1項の規定により、大阪府市都市計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都市計画案件（委託案件（委託に関する規約第2条各号に掲げる都市計画の決定に関する事務の委託の対象となる案件をいう。以下同じ。）及び委託案件に関連する案件をいう。）に関する情報の共有に関すること
- (2) 都市計画手続に関する情報の共有及び確認に関すること
- (3) 第1号に規定する都市計画案件に係る都市計画手続を開始する際の、当該案件の内容の確認及び調整に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会議の運営)

第4条 大阪都市計画局長は、会議を招集し、議事を運営する。ただし、大阪都市計画局長が会議に出席できないときは、大阪都市計画局長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

- 2 大阪都市計画局長は、必要があると認めるときは、委員以外の都市計画案件に係る事業担当の職員を、会議に出席させることができる。
- 3 会議は、大阪都市計画局長が認める場合は、別表に掲げる委員のうち、一部の者の出席により開催することができるものとする。
- 4 会議は、都市計画案件の調整状況等に応じて適宜開催するものとする。
- 5 会議は、非公開とする。

(事務局)

第5条 連絡会議の庶務は、大阪都市計画局計画推進室計画調整課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、大阪都市計画局長と計画調整局長が協議の上、定めるものとする。

附 則

この規約は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

大阪都市計画局（大阪府）	計画調整局（大阪市）
大阪都市計画局長	計画調整局長
大阪都市計画局技監	計画調整局理事
計画推進室長	計画部長
計画推進室計画調整課長	計画部都市計画課長